

処 分 基 準

令和 3 年 2 月 26 日 作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 抱 条 項 : 第 25 条第 2 項
処 分 の 概 要 : 質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先） : 茨城県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 :
別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :